

放射能基準値一覧

分類	対象物質	項目	基準値	備考	根拠(通知・告示等)	改正情報		
肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値	肥料	134Cs+137Cs	400 Bq/kg	(製品重量)	放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について 23消安第2444号 23生産第3442号 23林政産第99号 23水推第418号 平成23年8月1日	2012/2/3 改訂(300Bq/kg→100Bq/kg)		
	土壤改良資材	134Cs+137Cs	400 Bq/kg	(製品重量)				
	培土	134Cs+137Cs	400 Bq/kg	(製品重量)				
	家畜用敷料	134Cs+137Cs	400 Bq/kg	(製品重量)				
	牛	134Cs+137Cs	100 Bq/kg	(粗飼料は水分含量8割ベース、その他飼料は製品重量)				
	馬	134Cs+137Cs	300 Bq/kg	(粗飼料は水分含量8割ベース、その他飼料は製品重量)				
	豚	134Cs+137Cs	300 Bq/kg	(製品重量)				
	家きん	134Cs+137Cs	300 Bq/kg	(製品重量)				
	養殖魚	134Cs+137Cs	100 Bq/kg	(製品重量)				
食品・飲料	飲料水	134Cs+137Cs	10 Bq/kg		食安発0315第1号(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について)	平成24年4月から適用された新基準		
	牛乳・乳製品	134Cs+137Cs	50 Bq/kg					
	野菜類	134Cs+137Cs	50 Bq/kg					
	肉・卵・魚・その他	134Cs+137Cs	100 Bq/kg					
水浴場	水浴場	134Cs+137Cs	10 Bq/kg		平成24年6月8日 環水大水発第120608001号	改訂版		
調理加熱用の薪及び木炭	薪	134Cs+137Cs	40 Bq/kg	乾重量。食品への移行ではなく、焼却灰となった時に8000Bq/kgを超えないための基準。食品への移行係数は0.02以下。	調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について (林野庁 H23.11.2)	平成24年3月28日改正(150→50)		
	木炭	134Cs+137Cs	280 Bq/kg					
キノコ培地関連	キノコ原木	134Cs+137Cs	50 Bq/kg	乾重量。検出限界それぞれ10Bq/kg	きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について (林野庁H23.10.6)	平成24年3月28日改正(150→50)		
	菌床用培地	134Cs+137Cs	150 Bq/kg	乾重量。検出限界合計40Bq/kg				
汚泥	汚泥肥料の原料	134Cs+137Cs	200 Bq/kg	脱水汚泥、焼却灰等	汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて (H23.6.24) 放射性物質が検出された上下水処理施設副次産物の取扱に関する当面の考え方(H23.6.28) 放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準について (環境省H23.11.22) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方(H23.6.16)			
	汚泥の再利用(コンクリート、地盤改良)	134Cs+137Cs	100 Bq/kg	最終製品が100Bq/kgを超えない(生コンへの利用の場合、セメントは2倍希釈されるので、セメントとしては、200Bq/kgが確保されればよい)。				
	排ガス(環境大気へ排出ガス)	134Cs	20 Bq/m ³	3ヶ月間の平均において (134Cs測定値/134Cs基準値) +(137Cs測定値/137Cs基準値)<1 を確保する。				
		137Cs	30 Bq/m ³					
	排水(公共用水域への放流水)	134Cs	60 Bq/L					
		137Cs	90 Bq/L					
	汚泥処分	134Cs+137Cs	8000 Bq/kg	8000 Bq/kg以下であれば管理型処分場に規制無く埋立可能。8000Bq/kgを超える物については、放射能に応じて敷地境界から離して埋立				

環境未来株式会社 お気軽にお問い合わせ下さい

最新の情報は官公庁HP等でご確認下さい。

【お問い合わせフォーム】

環境未来株式会社